

駐留軍関係離職者等臨時措置法の
改正について（報告）

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について（報告）

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

平成24年11月29日

雇用対策基本問題部会
部会長 大橋 勇雄

職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

記

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を延長することが必要であると認める。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正について

1 駐留軍関係離職者等臨時措置法について

(1) 目的

駐留軍等労働者は、その使用者が在日米軍であるため、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等に伴い多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、特別の措置を講じ、その生活の安定に資すること。

(2) 経緯

昭和33年に5年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和38年、昭和43年、昭和48年、昭和53年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年、平成20年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

(3) 施策の概要

- ① 就職指導票の交付及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施
- ④ 特別給付金の支給

(4) 法の有効期限

平成25年5月16日失効

2 改正の内容

法の有効期限を平成30年5月16日まで延長すること

3 有効期限を延長する必要性

日米で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、今後

- ・ 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、
- ・ 沖縄に所在する部隊のグアム移転や、嘉手納飛行場以南の施設の返還等

が予定されており、駐留軍等労働者の雇用に影響が生じることが見込まれる。

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策

在日米軍の撤退・縮小等
 (厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、在沖海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場以南の施設の返還等)

駐留軍関係離職者の発生

防衛省の支援

- 離職前職業訓練 (第10条第3項)
- 特別給付金の支給 (第15条)

<駐留軍関係離職者に対する支援>

第10条の2

駐留軍関係離職者の認定

認定された駐留軍関係離職者に対し、駐留軍関係離職者就職指導票を交付。3年間有効。

雇用保険支給
 (最高日額7870円)

受給満了

<事業主に対する支援>

第10条

公共職業訓練等の実施

第10条の2、第10条の4

安定所による就職指導、職業紹介

第10条の3

職業転換給付金の支給

求職者に対して支給

- 就職促進手当(最高日額5820円)
 (求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金)
- 訓練手当
 (訓練受講期間に支給される給付金)
- 広域求職活動費
 (広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金)
- 移転費
 (就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)
- 就業支度金
 (公共職業安定所の紹介による就職の促進又は事業開始に要する費用に充てるための給付金)

事業主に対して支給

- 職場適応訓練費
 (作業環境への適応を促進するための給付金)
- 特定求職者雇用開発助成金
 (就職困難者の雇い入れを促進するための給付金)

開業

再就職

駐留軍等労働者の労務管理

1 駐留軍等労働者の労務提供に関する日米間の取決め

合衆国軍隊及び米国歳出外資金による諸機関（施設内に設置されている食堂、売店等）の我が国における労務の需要は、「日本国の当局の援助を得て充足される」（地位協定第12条第4項）ことになっている。

これを受けて、日本政府は駐留軍等労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供するいわゆる「間接雇用方式」を採用。

この方式による労務提供を実施するため、防衛省と在日米軍との間で、労働条件等を定めた三つの労務提供契約を締結。

駐留軍等労働者数： 25,668人（平成24年9月末日現在）

①基本労務契約： 19,448人（各軍の司令部や部隊等の事務員、技術要員、運転手、警備員等）

②船員契約： 14人（非戦闘用船舶に乗り組む船員）

③諸機関労務協約： 6,206人（施設内の食堂、売店等の諸機関のウエイトレス、販売員等）

2 駐留軍等労働者の身分

駐留軍等労働者は、私法上の雇用契約により国に雇用される者であるが、国の事務・事業に従事するものではないことから、国家公務員ではないとされている。

3 駐留軍等労働者への労働法令の適用

駐留軍等労働者との雇用関係については、原則として、労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法をはじめとする我が国の労働関係法令が適用される。

4 駐留軍等労働者の勤務条件

(1) 駐留軍等労働者の給与は、概ね国家公務員のそれに準じて定めている。

(2) 駐留軍等労働者には、我が国の法令による健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の社会保険制度が適用されている。